

危機管理マニュアル

- 1 地震発生時における予防と対応
- 2 火災発生時における予防と対応
- 3 落雷時における予防と対応
- 4 事件発生時における予防と対応
- 5 事故発生時における予防と対応
- 6 台風時における予防と対応

社会福祉法人 粒豊福祉会

あかな保育園

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは、あかな保育園における全ての職員が、災害・火災・事件・事故等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

1 地震発生時における予防と対応

1. 予防（事前の環境整備）

保育園で行う避難訓練は、大規模地震時においても、子どもの命を守るために具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても、適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

- (1) 地震時に、転倒しやすい家具、備品等が転倒防止がなされているか点検する。
- (2) 地震時に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- (3) 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- (4) 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で、子どもの行動特性をしっかりと把握する。

2. 大地震発生時の対応

(1) 園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合

- ① 保育士は、園児に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして、落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ② 保育士は、積木・窓ガラス・その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- ③ 園児及び職員は、机などの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 保育士は、園児が寝っているときは、落下物から身を守る対応をする。（毛布・布団等を利用する。）
- ⑤ 職員は、できるだけ速やかに、戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑥ 乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる
- ⑦ 揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児の安全と人数の確認を行い、施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- ⑧ 調理員は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってから火の元を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は、消火活動を行う。

(2) 園舎外（園庭・プール）

- ① 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③ プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- ④ どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに園児の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機する。

(3) 園外保育（散歩等）

- ① 揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
- ② 切れた電線には絶対触らないようにする。
- ③ ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ④ 携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要請する。その間、近隣の安全な場所で待機する。
- ⑤ 全員が無事で自力で戻れるようなら、安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

(4) 避難

- ① 大地震が起きてもすぐに保育園を離れるのではなく、保育園や周囲が火災発生したりその虞がある時や、園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、一時避難場所（上平良川公民館）へ避難する。
- ② 保育園を離れる場合は、必ず行き先がわかるように、正門及び建物などに掲示する。

2 火災発生時における予防と対応

児童福祉施設最低基準第6条に、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」と規定されている。保育園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るために具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。

1. 事前の環境整備

(1) 避難訓練実施計画

- ① 避難訓練・消火訓練・通報訓練の年間計画は別に定める。
- ② 自衛消防組織の編成及び任務内容は別表の通りである。

(2) 施設設備の点検等

- ① 出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。

- ② 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し、使用できるようにする。
- ③ 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④ 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。

2. 火災発生時の手順

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

- ① 火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ③ 消防署への通報。
- ④ 子どもの避難誘導（子どもの人数の把握と報告）。
- ⑤ 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動搖を与えないようにする。
- ⑥ 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ⑦ 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。
- ⑧ 保護者への緊急連絡簿は、常に点検整備し、必ず持つて避難する。

別表

(自衛消防組織編成表)



各 係	任 務 内 容
隊 長	園児等の避難開始命令及び避難状況の把握。
園 長	各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮命令。
副 隊 長	副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行。
主 任 保 育 士	保護者緊急連絡簿、救急バックの携帯。
通 報 連 絡 係 フ リ エ ー 保 育 士	消防機関（119番）へ所在、名称を通報するとともに、消防隊の災害現場への誘導及び情報提供。
避 難 誘 導 係 各 ク ラ ス 担 任	火災時における避難誘導にあっては、拡声器・メガホン等を有効に活用して冷静沈着に行動し、混乱防止に努め安全に誘導する。
消 火 活 動 係 調 理 員 事 務 員	火災発生の覚知と同時に発生場所に急行して、消火設備等を操作し初期消火を行う。

(火元責任者の業務)

① 建築物等の点検係（事務員）

建築物等の内外は常に整理整頓しておくこと。

② 火気使用設備等点検係員（調理員）

調理室等の火気使用設備・器具等の安全確認。

③ 電気設備等点検係（事務員）

電気配線、電灯、電熱器具等の安全確認。

④ 消防用設備等点検係（事務員）

消防用設備等における維持管理は係が外観的事項について隨時行う。

3 落雷時における対応

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、保育園内にいる場合は、建物へ速やかに避難する。園外保育等の外出時に落雷の虞を予測した場合は、次のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

- (1) 落雷時前後は、雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので、待避場所は慎重に選択しなければならない。

- (2) 周囲の木より高い木の幹に寄りそい、雨宿りすることも前項の理由により避けること。

4 事件発生時における予防と対応

1. 施設面の対応

- (1) 保育園建物は、園児が園庭にスムーズに出入りできるよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは現実的でないので、園庭と園外との出入り口ができるだけ最少数にして、できるものには施錠するのが望ましい。

- (2) 施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、日常的にフェンス等の点検を行う。

2. 職員の対応

- (1) 職員は、見知らぬ来園者を確認した時は、必ず来園目的等の声掛けをする。

- (2) 保護者へは、日頃から「送り迎えは原則、保護者が行う」など、保護者にも危機管理意識を持つもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、協力を依頼する。

- (3) 近隣で事件等が発生した場合は、保護者会等で状況・事情を説明するか、又は、文書の配布、提示により注意を促す。

3. 園児及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

- (1) 園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品（休憩室にさすまた有）で相手に対峙し、もう片方が園児を待避させる。
- (2) 大声で近隣住民に助けを求めるとともに、警察への通報を依頼する。
- (3) 相手には、できるかぎり複数で対峙するのが望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っていいる場合は、速やかに待避する。

5 事故発生時における予防と対応

保育園における子どもの事故は、発育発達と関係するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば、大部分は防止可能である。また、保育園が保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急処置や適切な事故対応、保護者対応を身につけておくことが大切である。

1. 事故に備えておくべきこと

- (1) 保育士は、園児の既往症、アレルギーの有無、かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先などの情報を収集し記録する。
- (2) 職員は、近隣に所在する医療機関等の診療時間等の詳細な情報を収集し、全職員共有する。
- (3) 職員は、日常の保育園内の施設・遊具・保育室内・園庭等の安全点検を行い、あらゆる事故を想定し、その危険を取り除く方策を講じなければならない。

2. 事故発生時の対応

- (1) 第一発見者及び担任は、事故の状況を速やかに把握し、記録する。
 - ① 事故の状況・原因・場所・時間。
 - ② 子どもの状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）。
 - ③ 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでよい。
 - ④ 必要処置の判断は、単独で行わない。
 - ⑤ 事故の状況に応じて保護者の来園、来院をお願いする。
- (2) 医療機関への受診は、保護者より事前に、かかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。

(3) 下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。

- ① 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。
- ② 顔色が悪く、ぐったりとしている。
- ③ けいれん、ひきつけを起こしている。
- ④ 出血が止まらない。
- ⑤ 吐き気や嘔吐を繰り返している。
- ⑥ 化学物質を誤飲した。
- ⑦ 熱傷や火傷の面積が広い。

(4) 医療機関へ受診する際は、担任が付き添い、事故の状況、既往歴やアレルギーの有無等を伝える。

(5) 保護者への対応は、事故の発生状況、医療機関の診察、検査結果、今後の受診、費用等をきちんと説明し、理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

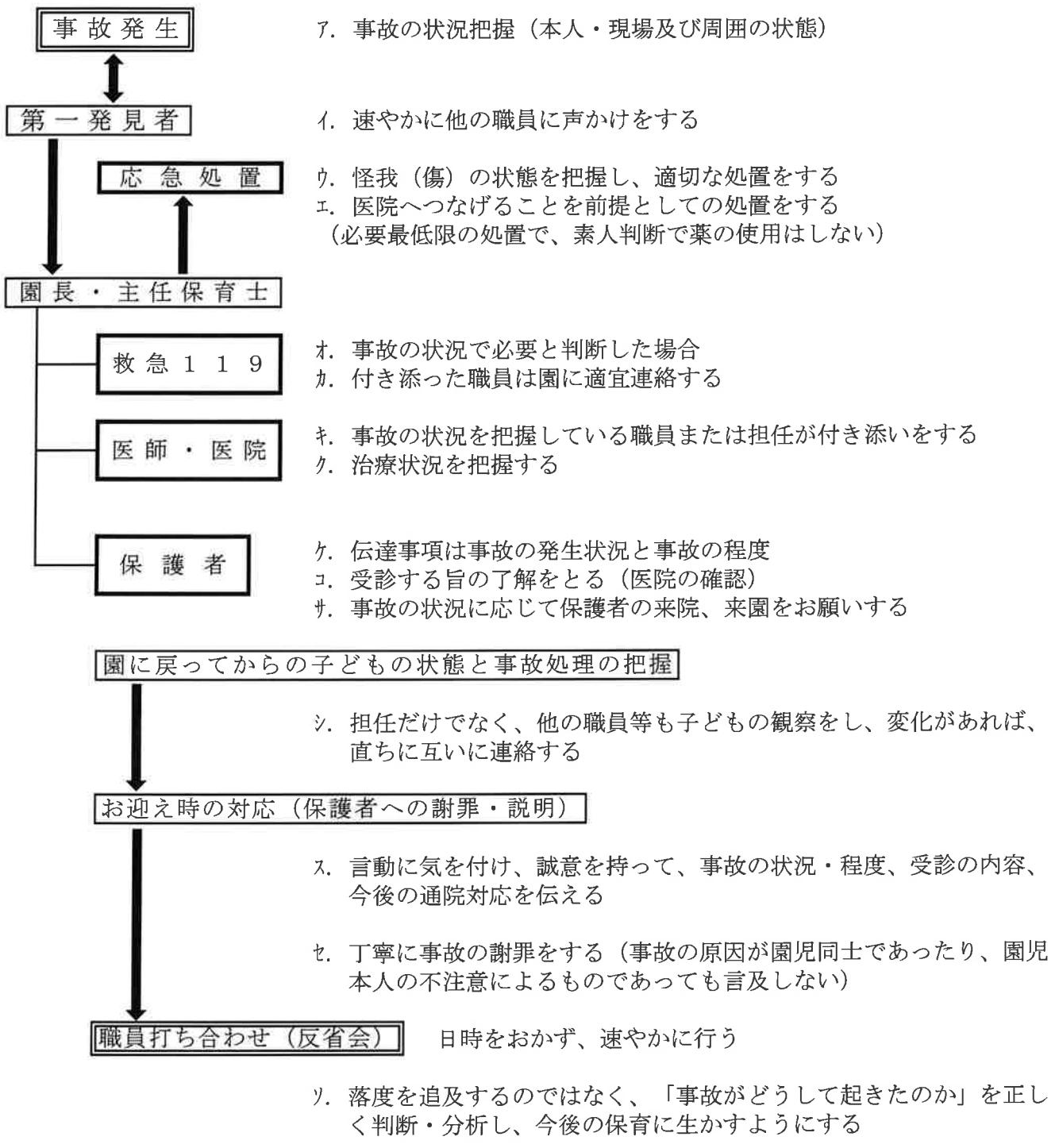
(6) 担任は、事故後、速やかに、「事故報告書」を作成し、園長は、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策について全職員で確認する。

(7) 園外での保育活動について

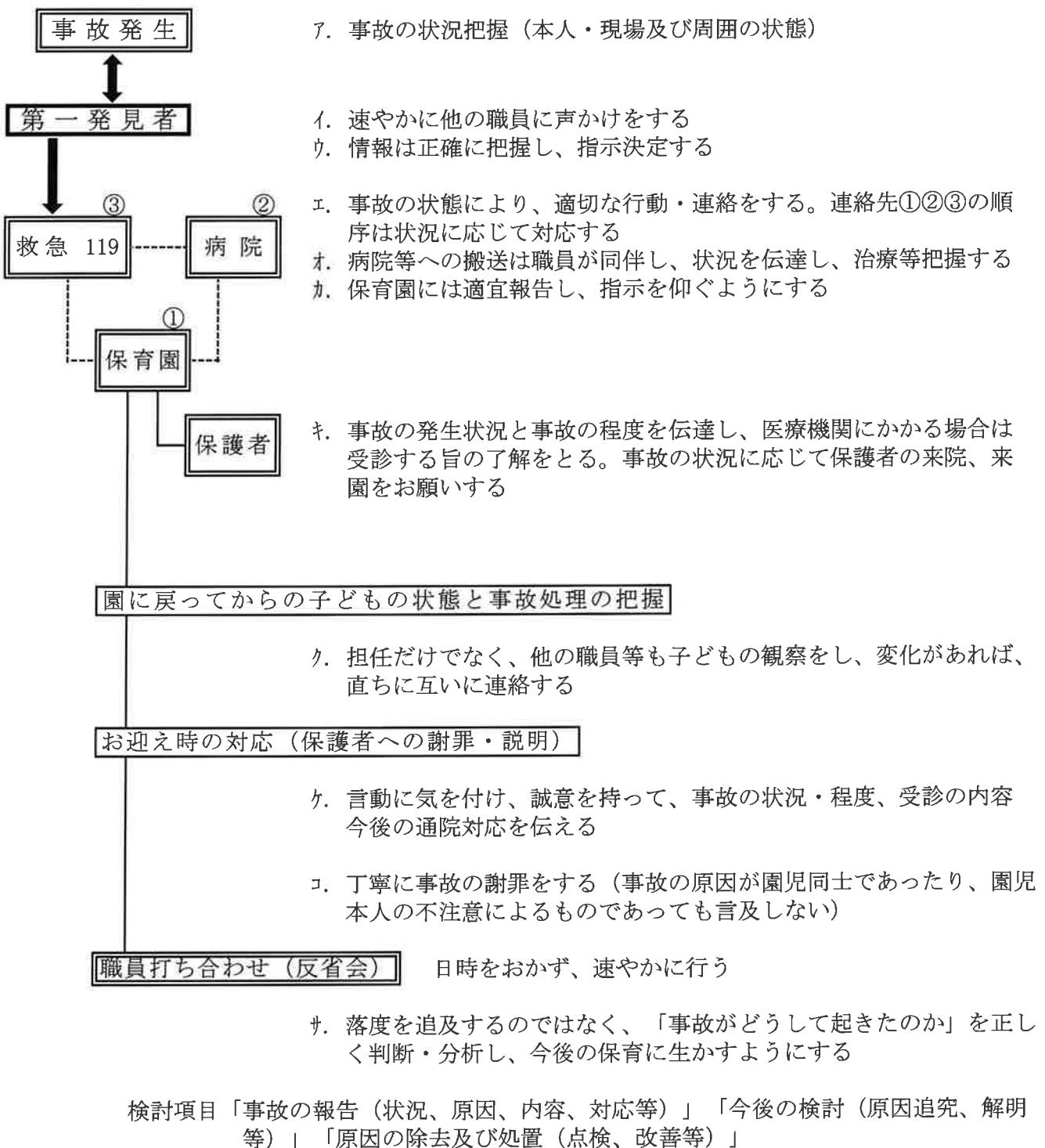
職員は、日頃から保育園周辺の公園や経路の危険、注意箇所を把握・確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。保育園の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ① 園外保育へ出発する時は、必ず行き先をメモし、報告する。
- ② 園外保育へ出発前に、担当保育士は、子どもの人数を確認し、引率の保育士全員に周知する。
- ③ 園外保育へ移動中の際に、交通車両や信号等において、危険を予測できるような場面においては、注意の声かけを積極的に行うようとする。
- ④ 目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育士が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意をはらい、人数の確認を怠らないようとする。

保育園内で事故が発生した場合



保育園外で事故が発生した場合



6 台風時における対応

沖縄県は台風の進路に遭遇する機会がたびたびある。暴風雨時における子どもたちの安心

- ・安全の確保を最優先するとともに、保護者の「休園判断」の不安や混乱を最小限に止めるための基準は次の通りです。

・警報（気象庁ホームページ参照）

重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。

・災害（広辞苑第六版参照）

異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会や人命に受ける被害。

・暴風警報（気象庁ホームページ参照）

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

1. 暴風警報が発令された場合

暴風警報時での保育園では飛来物による窓ガラスの破損、それによる暴風雨の室内侵入による被害等、不測の事態が考えられます。子どもたちの安心・安全を最優先に考え可能な限り保護者による保育をお願いする。

（1）暴風警報が発令された場合、子どもたちの受入を行わない。

（2）登園後に暴風警報発令された場合、園児の危険防止につとめながら、速やかに保護者へお迎えの連絡する、子どもたちを安全に確実に保護者へ帰す。

2. 暴風警報が解除された場合

（1）暴風警報解除後の保育園開園や給食は、準備（職員の通勤時間等）及び調理にそれ相当の時間が必要となります、開園時間や給食の目安は以下の通りです。

午前 5時59分までに解除 → 午前 7時00分から開園	（通常開園時間、給食有）
午前 6時00分から午前 6時30分の間に解除	→ 午前 7時30分から開園（給食有）
午前 6時30分から午前 7時00分の間に解除	→ 午前 8時00分から開園（給食有）
午前 7時00分から午前 7時30分の間に解除	→ 午前 8時30分から開園（給食有）
午前 7時30分から午前 8時00分の間に解除	→ 午前 9時00分から開園（給食有）
午前 8時00分から午前 8時30分の間に解除	→ 午前 9時30分から開園（給食有）
午前 8時30分から午前 9時00分の間に解除	→ 午前10時00分から開園（弁当持参）
午前 9時00分から午前 9時30分の間に解除	→ 午前10時30分から開園（弁当持参）
午前 9時30分から午前10時00分の間に解除	→ 午前11時00分から開園（弁当持参）
午前10時00分から午前10時30分の間に解除	→ 午前11時30分から開園（弁当持参）
午前10時30分から午前11時00分の間に解除	→ 午前12時00分から開園（自宅で昼食）
午前11時00分から午前11時30分の間に解除	→ 午前12時30分から開園（自宅で昼食）
午前11時30分から午前12時00分の間に解除	→ 午後 1時00分から開園（自宅で昼食）
午前12時00分を過ぎてからの解除 → 休園	

3. 職員の台風対策等

- (1) 職員は、台風の襲来が予測されるときは、園の戸締まり、備品の移動等の危険防止対策をしなければならない。
- (2) 職員は、台風の襲来が予測されるときは、暴風時の対応等を保護者へ周知、説明しなければならない。
- (3) 職員は、子どもたちの受入・降園の際は、建物入口ドアの開閉を手伝う等、細心の注意を払い、園児の危険防止に努めなければならない。